

中津川市発注の週休2日制モデル工事実施要領
(趣旨)

第1条 この要領は、中津川市が発注する建設工事について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事の品質確保のための担い手の育成を図るため、週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、中津川市が発注する建設工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注する工事とする。

- (1) 現場閉所が可能な工事のうち、完全週休2日を原則とする時間的制約がない工事。
(災害復旧工事、営繕工事を含む。) (以下「週休2日制モデル工事（現場閉所）」という。)
- (2) 交替制の工事のうち、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事。
(災害復旧工事を含む、営繕工事を除く、交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等。ただし災害応急対策については競争入札の場合。) (以下「週休2日制モデル工事（交替制）」という。)

2 以下に掲げる工事は、原則として週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 災害その他、避けることのできない事由により現場閉所・交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）、除雪業務委託等）
- (2) 現場閉所・交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）
- (3) 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く）が著しく短い工事（1週間程度）

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事（現場閉所）における用語は、以下のとおり定義する。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 完全週休2日 対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (3) 完全週休2日（土日） 対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (4) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所されることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。
- (5) 現場閉所日 現場閉所された日をいう。なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、除雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
- (6) 対象期間 工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期

間をいう。

- (7) 非対象期間 準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (8) 工事着手 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。
- (9) 現場閉所率 対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率をいう。別紙「現場閉所率の算出方法」を参考とすること。
- (10) 月単位の週休2日（現場閉所） 対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
- (11) 通期の週休2日（現場閉所） 対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

2 週休2日制モデル工事（交替制）における用語は、以下のとおり定義する。

- (1) 週休2日交替制 対象期間において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
- (2) 対象期間 元請企業については、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定める期間をいう。下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。
- (3) 技術者 施工管理を行い直接的な作業を行わない現場代理人、監理（管理）技術者及び下請主任技術者等をいう。
- (4) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
- (5) 対象者 元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。
- (6) 休日率 対象期間内に現場に従事した対象者の平均休日数の割合をいう。
- (7) 平均休日率 対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。別紙「平均休日率の算出方法」を参考とすること。
- (8) 月単位の週休2日（交替制） 対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (9) 通期の週休2日（交替制） 対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

（入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載）

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を記載するものとする。

2 発注者は、週休2日制モデル工事の対象外である場合は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において対象外である旨を記載するものとする。

（実施方法等）

第5条 週休2日制モデル工事（現場閉所）は、次にあげる方法により行う。

- (1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において完全週休2日の予定工程表（任意様式）を発注者に提出すること。
 - (2) 受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。
 - (3) 工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、予定工程表を変更した変更予定工程表（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 受注者は、対象期間終了時に、予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表（任意様式）を発注者に提出し、承諾を得ること。
- 2 週休2日制モデル工事（交替制）は、次にあげる方法により行う。
- (1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者へ提出するものとし（任意様式）、対象期間終了時には、対象期間全体の休日確保状況を整理し発注者に提出する（任意様式）。
 - (2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。
 - (3) 各経費の補正は、対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者が1ヵ月ごとに4週8休以上の休日率が達成できるように留意すること。
- 3 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。
- 4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、週休2日制モデル工事の対象外として発注したものを、週休2日制モデル工事の対象に変更することができる。
- 5 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる（災害復旧工事及び営繕工事を除く。）。

（工事成績評定点の加減点）

第6条 週休2日制モデル工事（現場閉所）として実施したものについては、達成状況に応じて、下表のとおり工事成績評定点の加減点を行う。なお、予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて以下のとおり加減点を行う。

- (1) 完全週休2日（土日）を達成した場合は2点を加減点する。
 - (2) 月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合は1点を加減点する。
 - (3) 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合は0.5点を加減点する。
- 2 週休2日制モデル工事（交替制）として実施したものについては、休日率に応じて、下表のとおり工事成績評定点の加減点を行う。
- (1) 対象者全員の月単位の休日率が28.5%以上を達成した場合は2点を加減点する。
 - (2) 月単位の週休2日（交替制）を達成した場合は1点を加減点する。
 - (3) 通期の週休2日（交替制）を達成した場合は0.5点を加減点する。

（工事費の補正）

第7条 週休2日制モデル工事（現場閉所）として発注するものについては、下表の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間終了時の現場閉所率の実績に応じ、下表の補正計数により補正を行う。ただし、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

- (1) 土地改良工事積算基準に基づく工事

達成状況	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合	1.02	1.02	1.02	1.05
通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合	補正なし			

（2） 治山林道必携に基づく工事

現場閉所率及び達成状況	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
28.5%以上 （通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合）	1.05	1.04	1.04	1.06
25.0%以上28.5%未満 （4週7休以上）	1.03	1.03	1.03	1.04
21.4%以上25.0%未満 （4週6休以上）	1.01	1.01	1.02	1.03
21.4%未満の場合 （4週6休未満）	補正なし			

（3） 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携に基づく工事

達成状況	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合	1.02	1.02	1.02	1.03
通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合	補正なし			

2 週休2日制モデル工事（交替制）として発注するものについては、下表の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間終了時の休日率の実績に応じ、表の補正計数により補正を行う。ただし、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

（1） 土地改良工事積算基準に基づく工事

達成状況	労務費	現場管理費率
通期の週休2日（交替制）を達成した場合	1.02	1.01
通期の週休2日（交替制）が未達成の場合	補正なし	

（2） 治山林道必携に基づく工事

平均休日率及び達成状況	労務費	現場管理費率
28.5%以上 （通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合）	1.05	1.03
25.0%以上28.5%未満 （4週7休以上）	1.03	1.02
21.4%以上25.0%未満 （4週6休以上）	1.01	1.01
21.4%未満の場合 （4週6休未満）	補正なし	

（3） 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携に基づく工事

達成状況	労務費	現場管理費率
月単位の週休2日（交替制）を達成した場合	1.04	1.03
通期の週休2日（交替制）を達成した場合	1.02	1.01
通期の週休2日（交替制）が未達成の場合	補正なし	

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

別紙

週休2日制モデル工事(現場閉所)

別紙

○現場閉所率の算出方法

$$\text{現場閉所率 (\%)} = \frac{\text{対象期間における現場閉所日の総日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

※小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※「現場閉所日」とは現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。)

※「対象期間」とは「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

- (1) 準備期間：工事開始日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設道路が開始されるまでの期間)
- (2) 後片付け期間：本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、後片付け等のみが残っている期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工機制作期間
- (6) 工事事故等による不稼働期間
- (7) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

週休2日制モデル工事(交替制)

○対象者の休日率の計算方法

$$\text{休日率 (\%)} = \frac{\text{対象者の休日数}}{\text{対象者の対象期間の日数}} \times 100$$

※小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※対象者毎に算定するものとする。

○平均休日率の計算方法

$$\text{平均休日率 (\%)} = \text{対象者全員の休日率の平均 (\%)}$$

※小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。